

北海道胆振海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
譲さけ定第1号	勇払郡むかわ町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、稜長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
譲さけ定第2号	勇払郡むかわ町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
譲さけ定第3号	勇払郡むかわ町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
苫小さけ定第1号	苫小牧市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
苫小さけ定第2号	苫小牧市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、稜長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
苫小さけ定第3号	苫小牧市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、稜長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
苫小さけ定第4号	苫小牧市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、稜長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
苫小さけ定第5号	苫小牧市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、稜長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

登さけ定第2号	登別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
室さけ定第1号	室蘭市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月21日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、岸長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
伊さけ定第1号	伊達市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
伊さけ定第2号	伊達市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
伊さけ定第3号	伊達市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
伊さけ定第4号	伊達市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
伊さけ定第5号	伊達市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
伊さけ定第6号	伊達市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
伊さけ定第7号	伊達市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

豊浦さけ定第8号	虻田郡豊浦町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
豊浦さけ・いわし定第1号	虻田郡豊浦町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・いわし定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
豊浦さけ・いわし定第2号	虻田郡豊浦町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・いわし定置漁業	8月25日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
白老さけ・ます・まぐろ定第1号	白老郡白老町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 3月21日から4月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月16日から8月20日までの間は、漁獲してはなりません。
登さけ・ます・まぐろ定第1号	登別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 3月21日から4月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月16日から8月20日までの間は、漁獲してはなりません。
室さけ・ます・まぐろ定第1号	室蘭市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 3月21日から4月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月16日から8月20日までの間は、漁獲してはなりません。
伊さけ・ます・いわし定第1号	伊達市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます・いわし定置漁業	3月21日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月21日から4月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。